

令和2年3月27日

株式会社よりそうに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社よりそう（以下「よりそう」といいます。）に対し、同社が「シンプルなお葬式」又は「よりそうのお葬式」の名称で供給する葬儀サービスに係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社よりそう（法人番号 1013301030812）
所 在 地 東京都品川区西五反田二丁目11番17号H1五反田ビル4階
代 表 者 代表取締役 芦沢 雅治
設立年月 平成21年3月
資 本 金 1億円（令和2年3月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る役務

「シンプルなお葬式」又は「よりそうのお葬式」の名称で供給する「家族葬 仏式プラン」と称する葬儀サービス（以下「本件役務」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

自社ウェブサイト

イ 課徴金対象行為をした期間

平成29年8月15日から平成30年3月7日までの間

ウ 表示内容（別紙）

自社ウェブサイト内の「全てセットの定額」と表示のタブをクリックすることにより表示されるウェブページにおいて、「必要なものが全てコミコミだから安心 この金額で葬儀ができます」、「家族葬 これっきり価格 418,000円（税込） 通夜、告別式を身内だけで」、「全てセットの定額」、「葬儀に本当に必要なものだけに絞った、格安葬儀プランです 下記の費用で葬儀を行えます」及び「全て揃った定額 必必要なもの全てセット」と表示することにより、あたかも、本件役務の提供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、表示された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。

エ 実際

少なくとも、寝台車又は靈柩車の搬送距離が1回最大50キロメートルを超える場合、葬儀社等における安置日数が4日を超えてドライアイスの追加が必

要となる場合、火葬場利用料が1万5000円を超える場合又は式場利用料が5万円を超える場合には、追加料金が発生するものであった。

才 打消し表示

- (7) 前記ウの表示を表示したウェブページと同一のウェブページにおいて、「定額の葬儀プラン128,000円～」及び「『シンプルなお葬式』では、搬送費用、火葬費用、式場使用料の一部をあらかじめ料金内に含んだサービスでご提供しています。」と表示していたが、当該表示は、前記ウの表示とは離れた箇所に表示されているものであり、当該表示内容から追加料金が発生すると認識することは困難であること等から、一般消費者が前記ウの表示から受ける本件役務の取引条件に関する認識を打ち消すものではない。
- (イ) 前記ウの表示を表示したウェブページとは別のウェブページにおいて、追加料金が例外的に発生する場合がある旨を表示していたが、当該表示は、リンク先に追加料金に係る重要な情報が存在するとは表示されていない「詳しく見る」とのハイパーリンクの文字列をクリックしなければ表示されないものであること等から、一般消費者が前記ウの表示から受ける本件役務の取引条件に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 課徴金対象期間

平成29年8月15日から平成30年9月6日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

よりそは、本件役務について、不当表示の防止等を図るための管理監督を十分に行うことなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

よりそは、令和2年10月28日までに、417万円を支払わなければならぬ。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9233

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>